

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜、  
祭日、  
休日、  
の翌日  
に当  
る日  
が休  
む日  
の翌  
日)

## 目 次

### ◇条 例 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例(観光課)

鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例(議会総務課)

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(職員課)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(シ)

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(住宅課)

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(企業局総務課)

### 公布された条例のあらまし

#### ◇鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例

##### 一 目的(第一条関係)

この条例は、鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

##### 二 設置(第二条関係)

本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並び

に物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光の振興に資するため、鳥取県立夢みなとタワー(以下「タワー」という。)を境港市に設置することとした。

#### 三 行為の制限等(第三条関係)

1 タワーにおいては、次の行為をしてはならないこととした。

(一) タワーの施設設備又は展示物を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(二) 知事の許可を受けずにタワーの展示物を模写し、又は撮影すること。

(三) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(四) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(五) その他知事が別に定める行為

2 知事は、1に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、タワーへの入館を拒み、又はタワーからの退去を命ずることができることとした。

#### 四 措置命令(第四条関係)

知事は、タワーの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、タワーを利用する者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

#### 五 利用の許可(第五条関係)

次に掲げるタワーの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

(一) 展望室、展示室及び映像シアター(以下「展望室等」という。)

(二) 多目的ホール

(三) 会議室

#### 六 利用許可の取消し(第六条関係)

知事は、五の利用許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用許可を取り消すことができることとした。

(一) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(二) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのある

とき。

(三) 利用許可の条件に違反したとき。

(四) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(五) その他タワーの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

七 管理の委託 (第七条関係)

知事は、タワーの管理を、物産観光センター以外の施設については財団法人鳥取県観光事業団に、物産観光センターについては境港市に、それぞれ委託することとした。

八 利用料金 (第八条関係)

五に掲げるタワーの施設の利用に当たっては、所定の料金(以下「利用料金」という。)を財団法人鳥取県観光事業団の収入として收受させることとした。

九 利用料金の減免 (第九条関係)

八にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができることとした。

十 規則への委任 (第十条関係)

この条例に定めるもののほか、タワーの管理に関する事項は、規則で定めることとした。

十一 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例

一 趣旨 (第一条関係)

この条例は、鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めることとした。

二 議員の定数 (第二条関係)

鳥取県議会議員の定数は、三十八人とすることとした。

三 各選挙区において選挙すべき議員の数 (第三条関係)

各選挙区において選挙すべき鳥取県議会議員の数は、次のとおりとする事とした。

選挙区	選挙すべき議員の数
鳥取市	九人
米子市	八人
倉吉市	三人
境港市	二人
岩美郡	二人
八頭郡	三人
気高郡	二人
東伯郡	四人
西伯郡	三人
日野郡	二人

四 施行期日等

1 この条例は、次の一般選挙から施行することとした。

2 各選挙区県議会議員数条例は、廃止することとした。

◇職員給与に関する条例の一部を改正する条例

一 給料表の改定

全給料表の全給料月額を引き上げることとした。(別表第一、別表第五関係)

二 諸手当の改定

1 初任給調整手当 (第七条の三関係)

(一) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を三十一万二千二百円(現行 三十万七千五百円)に引き上げることとした。

(二) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額の限度額を五万四千四百円(現行 五万千四百円)に引き上げることとした。

2 扶養手当(第八条関係)

(一) 扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族たる子、父母等のうち一人についての月額を六千五百円(現行 五千五百円)に引き上げることとした。

(二) 満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を一人につき月額四千円(現行 三千円)に引き上げることとした。

3 特勤勤務手当に準ずる手当(第十一条の九関係)

支給割合の限度を給料及び扶養手当の月額合計額の百分の六(現行 百分の四)に引き上げることとした。

4 宿日直手当(第十六条の二関係)

勤務一回当たりの支給限度額を次のように引き上げることとした。

区 分	現 行	改 正 後
通 常 の 宿 日 直	三千六百円	三千八百円
医師又は歯科医師の宿日直	一万七千円	一万八千円
特殊な業務を主とする宿日直	六千六百円	六千八百円

(午前中の勤務から引き続いて行われる宿直勤務については、これらの額に百分の百五十を乗じた額)

5 期末手当(第十六条の四関係)

(一) 三月に支給する場合の支給割合を〇・五(現行 〇・五)に引き上げることとした。

(二) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの(人事委員会規則で定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。)について、六月に支給する場合の支給割合を一・四月(現行 一・六月)、十二月に支給する場合の支給割合を一・七月(現行 一・九月)とすることとした。

6 勤勉手当(第十六条の七関係)

特定幹部職員の支給割合を〇・八月(現行 〇・六月)とすることとした。

三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、宿日直手当に関する改正並びに特定幹部職員の期末手当及び勤勉手当に関する改正は平成十年一月一日から、特勤勤務手当に準ずる手当に関する改正は平成十年四月一日から施行することとした。

2 この条例(宿日直手当、特定幹部職員の期末手当及び勤勉手当並びに特勤勤務手当に準ずる手当に関する改正を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成九年四月一日から適用することとした。

3 所要の経過措置を講ずることとした。

4 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について所要の規定の整備を行うこととした。

5 特別職の職員及び教育長の平成十年三月に支給する期末手当の額について、特例措置を講ずることとした。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

一 この条例の規定に基づく療養の給付に継続して、脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなすこととした。

二 この条例は、公布の日から施行し、平成九年十月十六日から適用することとした。

◇鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 家賃の決定(第五条の二関係)

1 家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該特別県営住宅の立地条件等に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で算出した額とすることとした。

2 近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、近傍同種の住宅の時価等を勘案して算出した額とすることとした。

二 収入状況の報告の請求等(第六条の二関係)

知事は、家賃の決定等に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について当該入居者等に報告を求めると等ができることとした。

三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この条例は、平成十年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一 埋立事業の附帯事業として、次の温泉施設の設置及びその管理を行うこととした。(第六条第一項、第三項関係)

施設の名称	位置
みなと温泉館	境港市

二 知事は、温泉施設の施設設備の保全等の事務を財団法人鳥取県観光事業団に委託することとした。(第六条第四項関係)

三 温泉施設の利用については、所定の料金を徴収することとした。(第七条、別表第二関係)

四 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

条 例

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光の振興に資するため、鳥取県立夢みなとタワー(以下「タワー」という。)を境港市に設置する。

(行為の制限等)

第三条 タワーにおいては、次の行為をしてはならない。

一 タワーの施設設備又は展示物を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

二 知事の許可を受けずにタワーの展示物を模写し、又は撮影すること。

三 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

四 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

五 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、タワーへの入館を拒み、又はタワーからの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第四条 知事は、タワーの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、タワーを利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用の許可)

第五条 次に掲げるタワーの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一 展望室、展示室及び映像シアター（以下「展望室等」という。）

二 多目的ホール

三 会議室

(利用許可の取消し)

第六条 知事は、前条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用許可を取り消すことができる。

一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。

二 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

三 利用許可の条件に違反したとき。

四 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

五 その他タワーの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(管理の委託)

第七条 知事は、タワーの管理を、物産観光センター以外の施設については財団法人鳥取県観光事業団に、物産観光センターについては境港市に、それぞれ委託する。

(利用料金)

第八条 第五条各号に掲げるタワーの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表のとおりとし、財団法人鳥取県観光事業団の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第九条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、タワーの管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第八条関係）

一 展望室等利用料

専用利用	区		分		単 位	金 額	
	利 用 間		一 日				
	夜	個人	間	個人			
団体（二十人以上のものに限る。）	個人	団体（二十人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	児童又は中学校の生徒	一人一回につき	二〇〇円	
			高等学校の生徒、学生又は一般人	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	五〇〇円	
			児童又は中学校の生徒	児童又は中学校の生徒	一人一回につき	一六〇円	
			高等学校の生徒、学生又は一般人	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	四〇〇円	
	団体（二十人以上のものに限る。）	個人	団体（二十人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	児童又は中学校の生徒	一人一回につき	一〇〇円
				高等学校の生徒、学生又は一般人	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	二五〇円
				児童又は中学校の生徒	児童又は中学校の生徒	一人一回につき	八〇円
				高等学校の生徒、学生又は一般人	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	二〇〇円
専用利用				一日につき	二、九〇〇円		

備 考

- 一 この表において「昼間」とは午前九時から午後七時まで（十一月から翌年三月までにあつては、午前九時から午後五時まで）をいい、「夜間」とは午後七時から午後九時まで（十一月から翌年三月までにあつては、午後五時から午後九時まで）をいう。
- 二 夜間において一般利用をすることができる施設は、展望室に限るものとする。
- 三 専用利用をすることができる施設は、映像シアターに限るものとする。

二 多目的ホール利用料

区 分	金 額		
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料
第一多目的ホール	二、二〇〇円	四、五〇〇円	五、六〇〇円
第二多目的ホール	一、二〇〇円	二、三〇〇円	二、九〇〇円
			全日の利用料
			一、二〇〇円
			五、八〇〇円

備考

一 この表において「午前」とは午前九時から正午までをいい、「午後」とは午後一時から午後五時までをいい、「夜間」とは午後六時から午後九時までをいい、「全日」とは午前九時から午後九時までをいう。

二 多目的ホールを正午から午後一時まで又は午後五時から午後六時までの間に利用する場合(全日の利用をする場合を除く。)の利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。ただし、午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後一時までの間の利用に係る利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後五時から午後六時までの間の利用に係る利用料は、徴収しない。

三 多目的ホールを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

三 会議室利用料

区 分	単 位	金 額
第一会議室	一時間につき	四一〇円
第二会議室	一時間につき	五三〇円
第三会議室	一時間につき	一一〇円
特別会議室	一時間につき	一、七一〇円

備考

一 利用時間が一時間未満であるとき、又は利用時間に一時間未満の端数がある

ときは、一時間として計算するものとする。

二 会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

四 設備利用料

設備の価格を勘案して知事が別に定める額

鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第三項及び公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第八項の規定に基づき、鳥取県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。

(議員の定数)

第二条 鳥取県議会議員の定数は、三十八人とする。

(各選挙区において選挙すべき議員の数)

第三条 各選挙区において選挙すべき鳥取県議会議員の数は、次のとおりとする。

選 挙 区	選挙すべき議員の数
鳥 取 市	九人
米 子 市	八人
倉 吉 市	三人

境港市	二人
岩美郡	二人
八頭郡	三人
気高郡	二人
東伯郡	四人
西伯郡	三人
日野郡	二人

附 則

- この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 各選挙区区議会議員数条例（昭和二十六年三月鳥取県条例第九号）は、廃止する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「三十万七千五百円」を「三十一万二千二百円」に改め、同項第二号中「五万千四百円」を「五万千四百円」に改める。

第八条第三項中「配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については、」を「扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち一人については」に改め、同条第四項中「三千円」を「四千元」に改める。

第九条第三項中「職員で」の下に「扶養親族たる」を加え、「職員が配偶者のない職員となつた」を「職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」に改める。

第十一条の九第一項中「さらに」を「更に」に、「百分の四をこえない」を「百分の六を超えない」に改め、同条第二項中「新たに」を「国家公務員等であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」に、「職員のうち、」を「職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもその他」に、「職員には」を「も」として人事委員会規則で定める職員には」に改める。

第十六条の二第一項中「三千六百円」を「三千八百円」に、「一万七千元」を「一万八千元」に、「六千六百円」を「六千八百円」に、「五千四百円」を「五千七百円」に、「二万五千五百円」を「二万七千元」に、「九千九百元」を「一万二千元」に改め、同条第二項中「第十三条、第十四条第二項及び第十五条」を「第十三条から第十五条まで」に改める。

第十六条の四第二項の表以外の部分中「百分の五十」を「百分の五十五」に、「得た額に」を「得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。）」に改め、同条の七第二項において「特定幹部職員」という。）にあつては、三月に支給する場合においては百分の五十五、六月に支給する場合には百分の百四十、十二月に支給する場合には百分の百七十を乗じて得た額」に、「三箇月」を「三月」に、「六箇月」を「六月」に改め、同項の表中「三箇月」を「三月」に、「六箇月」を「六月」に、「二箇月」を「二月」に、「五箇月」を「五月」に、「一箇月」を「一月」に改める。

第十六条の七第二項中「百分の六十」の下に「（特定幹部職員にあつては、百分の八十）」を加える。  
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	187,000	221,400	239,300	260,000	279,800	301,500	337,000	376,600	426,100
2	136,300	173,000	194,000	229,700	248,400	269,200	289,200	311,700	349,300	389,100	440,800
3	140,700	179,800	201,100	238,200	257,500	278,400	298,900	322,000	361,600	401,700	455,500
4	145,300	187,000	208,300	247,200	266,300	287,600	308,800	332,600	373,600	414,300	470,300
5	150,500	192,800	216,200	256,300	275,000	296,800	318,700	343,200	385,500	427,000	485,100
6	156,400	198,100	224,200	265,000	283,700	306,300	328,800	353,800	397,400	439,400	499,700
7	162,500	203,300	232,100	273,500	292,400	315,800	338,900	363,900	409,300	451,600	514,300
8	168,800	208,500	239,600	282,000	301,100	325,400	348,900	373,700	421,300	463,500	528,900
9	173,400	213,400	246,200	290,300	309,700	335,000	358,600	383,500	433,200	475,200	543,500
10	177,000	217,900	252,700	298,500	318,200	344,500	368,100	393,200	444,400	486,600	558,100
11	180,000	222,300	259,100	306,400	326,500	354,100	377,500	402,900	455,000	496,700	569,700
12	182,700	226,700	264,900	313,900	334,200	363,600	386,600	412,600	465,100	505,900	577,100
13	185,400	231,000	270,500	321,200	341,900	372,900	395,400	421,800	473,400	513,700	584,300
14	187,600	234,400	275,700	328,300	349,300	382,000	402,600	430,600	480,400	520,900	590,500
15	189,700	237,500	280,900	334,700	355,200	389,800	408,800	437,100	487,300	525,500	595,300
16	191,300	240,600	285,600	340,500	360,300	395,800	414,400	443,400	492,100		
17		243,700	289,800	344,600	364,800	401,600	419,200	447,600	496,700		
18		246,600	293,500	348,200	368,500	405,600	423,200	451,800	501,000		
19		248,600	296,900	351,800	371,900	409,500	427,100	455,900			
20			299,400	354,300	375,100	413,200	431,000	459,800			
21			301,600	356,800	377,900	416,900	434,900	463,600			
22			303,800	359,300	380,700	420,600	438,600				
23			306,000	361,900	383,500	424,300					
24			308,200	364,500	386,300	427,900					
25			310,400	366,900	389,100						
26			312,500	369,300	391,900						
27			314,600	371,700							
28			316,700	374,100							
29			318,800								
30			320,900								
31			323,000								
32			325,100								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。



別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	234,100	270,900	290,600	310,700	332,300	364,800	401,200
2	158,900	174,500	201,200	242,200	280,200	300,200	320,800	342,600	375,200	413,500
3	165,600	181,800	209,400	251,200	289,500	309,800	331,000	352,900	385,600	425,800
4	172,700	191,100	217,700	260,400	298,800	319,800	341,300	363,200	395,900	437,300
5	179,800	201,000	225,000	269,600	308,200	329,900	351,400	373,600	406,100	448,100
6	188,500	208,500	232,300	278,800	317,200	340,200	361,500	384,000	416,200	458,100
7	198,300	215,900	239,800	288,100	326,200	350,300	371,500	394,100	426,300	467,900
8	205,800	223,200	247,500	297,400	335,200	360,400	381,600	404,200	436,300	477,300
9	213,100	229,800	255,700	306,600	344,100	370,300	391,500	414,200	446,200	486,600
10	220,300	236,900	263,700	315,100	352,900	380,000	401,400	424,200	455,800	495,700
11	226,900	244,600	271,800	323,700	361,200	389,700	411,300	434,200	465,200	504,800
12	234,000	251,500	279,900	332,200	369,400	399,500	421,200	444,100	474,000	513,900
13	241,700	259,400	288,100	340,600	377,400	409,300	431,100	453,400	482,900	522,900
14	248,600	267,300	296,000	348,700	385,500	419,200	438,200	462,400	491,800	530,600
15	256,500	275,200	304,000	356,100	393,400	428,200	445,200	470,500	500,300	535,000
16	264,400	283,100	312,100	363,700	400,800	434,400	451,600	477,600	504,700	
17	271,800	290,400	320,600	371,600	408,100	440,600	456,500	482,000	509,000	
18	278,700	297,700	328,900	379,600	414,300	445,500	461,300	486,400	513,100	
19	285,200	304,700	337,000	387,500	420,500	449,400	465,100	490,800		
20	291,900	311,500	344,400	394,900	424,500	453,200	468,900	494,700		
21	298,500	318,200	352,000	402,200	427,900	456,700	472,700	498,500		
22	304,700	324,900	359,900	408,400	431,200	460,400	476,400			
23	311,100	331,300	367,900	414,600	434,500	464,100				
24	317,200	337,800	375,800	418,600	437,800	467,700				
25	323,000	344,500	383,200	422,000	441,000					
26	328,900	351,200	390,500	425,300	444,200					
27	334,800	357,600	396,700	428,600						
28	339,900	363,400	402,900	431,900						
29	343,700	368,500	406,900	434,900						
30	347,700	373,100	410,300	437,900						
31	351,800	377,900	413,600							
32	355,800	380,800	416,900							
33	358,400	383,700	420,200							
34		386,600	423,200							
35		389,300	426,100							
36		392,000								

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第三 教育職給料表 (第三条関係)

## イ 教育職給料表(-)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	—	315,700	413,500
2	149,300	193,800	329,500	423,700
3	155,800	200,600	343,000	433,600
4	163,000	207,800	353,400	443,500
5	171,100	215,300	363,800	453,300
6	180,300	223,100	374,300	462,800
7	190,300	234,200	384,300	472,300
8	197,000	245,900	394,300	481,400
9	203,800	257,900	404,100	490,900
10	210,500	270,700	413,600	500,500
11	217,600	283,600	422,800	510,900
12	225,000	296,900	431,900	520,400
13	233,200	310,800	440,600	529,100
14	241,100	324,500	449,100	536,800
15	249,000	337,300	457,400	541,400
16	257,100	347,500	465,700	
17	265,000	357,600	474,200	
18	272,800	367,700	482,700	
19	280,500	377,300	491,000	
20	287,500	386,700	499,300	
21	294,100	395,800	507,500	
22	300,400	404,000	514,500	
23	306,600	411,600	518,700	
24	312,600	419,100		
25	318,600	426,400		
26	324,500	433,600		
27	330,300	439,700		
28	335,900	445,600		
29	341,200	450,800		
30	345,200	455,500		
31	348,700	460,200		
32	352,000	464,700		
33	355,200	467,700		
34	357,500			
35	359,700			
36	361,800			
37	363,800			
38	365,800			
39	368,000			
40	370,200			

備考(-) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

## ロ 教育職給料表(二)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	—	274,100	408,500
2	149,300	165,200	287,900	417,500
3	155,800	173,600	301,800	426,300
4	163,000	182,800	315,700	435,100
5	171,100	193,800	329,500	443,600
6	180,300	200,600	343,000	452,000
7	190,300	207,800	353,400	460,300
8	197,000	215,300	363,800	468,000
9	203,700	223,100	374,100	475,400
10	210,300	234,200	383,200	482,700
11	217,000	245,900	391,900	490,100
12	224,000	257,900	400,300	497,500
13	231,500	270,700	408,600	504,200
14	238,900	283,600	416,600	509,500
15	246,000	296,900	424,600	513,600
16	253,000	310,800	432,300	
17	259,800	324,500	439,700	
18	266,400	337,300	447,000	
19	273,000	347,500	453,900	
20	279,000	357,400	460,200	
21	284,400	367,400	466,300	
22	289,500	375,900	471,300	
23	294,300	384,200	475,800	
24	298,800	392,000	479,600	
25	302,300	399,200	482,800	
26	305,800	406,000	485,800	
27	309,300	412,000		
28	311,900	417,800		
29	313,900	423,600		
30	315,900	428,900		
31	317,900	434,100		
32	319,900	438,600		
33	321,900	442,900		
34		447,200		
35		451,000		
36		453,600		

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	259,000	301,200	347,300
2	136,400	186,300	272,400	315,200	359,700
3	140,800	196,300	285,900	329,400	372,300
4	146,000	205,100	299,400	343,600	384,900
5	152,300	214,100	313,200	354,500	397,200
6	160,100	223,500	327,000	364,900	410,200
7	168,700	235,300	340,800	374,900	423,400
8	177,700	247,100	351,000	384,600	437,200
9	186,400	258,800	360,500	394,200	450,900
10	193,500	269,000	369,300	403,700	464,400
11	200,900	279,300	377,200	412,900	477,900
12	208,500	289,500	384,300	422,000	491,300
13	216,400	296,700	391,000	431,100	504,200
14	224,500	303,500	397,500	439,900	516,700
15	233,000	310,400	403,900	448,300	528,900
16	241,300	317,300	409,900	456,600	541,100
17	247,700	324,200	415,700	464,700	553,300
18	253,900	331,000	421,000	472,800	564,300
19	260,100	337,700	425,900	479,800	572,400
20	266,200	344,300	430,300	486,800	579,600
21	271,900	350,800	434,600	492,300	585,700
22	277,300	355,900	438,800	497,000	591,100
23	282,500	360,400	443,000	501,000	595,300
24	287,700	363,700	446,600		
25	292,600	366,900	450,100		
26	296,500	370,100			
27	300,300	373,200			
28	303,300	376,300			
29	306,000	379,400			
30	308,300				
31	310,600				
32	312,900				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五 医療職給料表 (第三条関係)

## イ 医療職給料表(-)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	—	300,300	352,100	434,400
2	239,000	316,700	369,200	447,600
3	249,000	333,100	386,300	459,900
4	264,300	349,800	403,300	472,000
5	280,300	366,600	416,200	483,800
6	296,500	383,500	429,500	495,500
7	312,100	400,400	442,400	506,700
8	327,700	413,300	454,600	517,400
9	343,000	424,900	466,500	528,100
10	356,000	435,700	477,800	538,700
11	369,000	445,600	488,800	549,100
12	381,700	455,000	499,700	558,800
13	391,200	464,400	510,000	568,100
14	400,300	473,500	520,300	577,400
15	407,900	482,600	529,800	586,400
16	412,700	491,500	539,100	595,300
17	417,500	498,100	548,400	603,500
18	420,500	504,000	555,700	610,300
19		509,100	562,700	615,600
20		513,000	567,800	620,400
21		517,000	572,900	
22		520,900	577,800	
23		524,700	582,100	
24		528,400	586,400	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 医療職給料表(二)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	208,200	232,000	269,200	311,700	348,000
2	140,900	178,900	215,300	240,400	278,800	322,000	359,900
3	146,500	185,500	222,800	249,000	288,400	332,300	371,800
4	153,300	192,100	230,900	257,600	298,100	342,500	383,700
5	160,100	198,700	239,100	266,200	307,900	352,700	395,500
6	167,800	205,200	247,500	274,800	317,700	362,600	407,300
7	175,400	211,900	256,000	283,500	327,700	372,400	419,500
8	181,700	218,600	264,400	292,300	337,600	382,200	431,700
9	188,000	225,500	272,900	301,300	347,300	392,100	443,400
10	193,300	232,900	281,400	310,200	356,800	402,100	454,400
11	198,600	239,900	289,800	319,000	366,200	412,000	464,800
12	203,800	246,700	298,100	327,500	375,100	421,200	473,400
13	208,900	253,300	306,200	335,500	384,000	430,200	480,400
14	213,700	259,900	314,100	343,400	392,100	436,900	487,300
15	218,200	265,700	321,700	350,900	398,600	443,300	494,300
16	222,600	271,200	329,000	357,000	404,900	447,600	498,800
17	226,900	276,400	335,800	362,400	410,100	451,800	503,100
18	231,200	281,600	342,000	367,600	415,100	455,900	
19	234,700	286,300	346,400	371,300	419,100	459,800	
20	237,800	290,800	350,800	375,000	422,900	463,600	
21	240,800	294,100	354,500	378,600	426,700		
22	243,300	296,700	357,300	381,800	430,400		
23	245,200	299,100	360,100	384,800	434,000		
24		301,100	362,700	387,400			
25		303,100	365,300	390,000			
26		305,100	367,600	392,800			
27		307,200	369,800	395,600			
28		309,300	372,100				
29			374,500				
30			376,900				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表(三)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	223,800	246,700	278,500	315,600	350,100
2	154,200	181,400	230,800	254,200	287,100	325,300	362,000
3	159,800	190,000	238,900	261,700	295,700	335,600	373,900
4	165,800	199,300	246,400	269,200	304,300	346,100	385,800
5	172,000	205,100	253,800	276,800	313,100	356,400	397,700
6	180,300	211,000	261,300	284,700	321,800	366,300	410,100
7	188,900	217,000	268,700	292,600	330,500	376,200	422,600
8	197,600	223,500	276,100	300,700	339,000	386,100	434,500
9	202,700	230,500	283,600	308,800	346,800	396,100	446,000
10	207,900	238,200	291,300	316,900	354,600	406,300	457,200
11	213,100	245,600	299,100	324,900	362,400	416,700	468,100
12	218,500	253,000	306,900	332,600	370,100	426,500	478,000
13	224,300	260,400	314,400	339,900	377,900	435,700	486,400
14	230,200	267,800	321,700	347,100	385,700	444,800	494,700
15	236,000	275,100	328,900	354,200	393,400	453,900	502,700
16	241,700	282,400	335,600	361,200	401,100	462,300	510,100
17	247,400	289,700	342,200	367,900	408,400	470,600	515,100
18	253,100	297,000	348,400	374,500	414,800	478,600	519,400
19	258,900	304,100	354,600	381,000	419,800	486,000	523,400
20	264,500	311,100	360,800	387,000	424,300	490,900	
21	269,800	318,000	367,100	392,500	428,800	495,100	
22	274,900	324,300	373,000	397,800	432,900	498,800	
23	279,200	330,400	378,400	401,900	436,400		
24	283,800	336,500	383,700	405,600	439,100		
25	288,100	342,200	388,000	409,100			
26	292,200	346,600	391,500	412,600			
27	295,800	350,300	394,700	415,600			
28	299,200	353,800	397,600	418,200			
29	301,800	356,800	400,500				
30	304,100	359,100	403,300				
31	306,200	361,300	405,800				
32	308,200	363,500					
33	310,400	365,600					
34	312,500	367,800					
35	314,600	370,000					
36	316,600	372,400					
37	318,600	374,800					
38	320,700	377,200					
39	322,800						
40	324,900						
41	327,000						

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第十六条の第二項の改正規定、第十六条の第四第二項の改正規定(「百分の五十」を「百分の五十五」に改める部分を除く。)及び第十六条の七第二項の改正規定  
平成十年一月一日
  - 二 第十一条の九第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十項及び第十一项の規定  
平成十年四月一日
- 2 この条例(前項各号に掲げる改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成九年四月一日から適用する。
 

(最高号給を超える給料月額の変更等)
- 3 平成九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
 

(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日(附則第七項において「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。
 

(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間について
 

は、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)
- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。
 

(施行日から平成十年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整)
- 7 施行日から平成十年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
 

(給与の内払)
- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
 

(人事委員会への委任)
- 9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
 

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
- 10 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
 

第五条の二第三項中「職員のうち、」を「職員で知事が定める期間内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他」に、「職員に」を「ものとして知事が定める職員に」に改める。



(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

11 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項中「職員のうち、」を「職員で企業管理規程で定める期間内に当該事務所に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもその他」に、「職員に」を「も」として企業管理規程で定める職員に」に改める。

(議会の議員等の期末手当の額に関する特例措置)

12 平成十年三月に議会の議員並びに知事、副知事及び出納長並びに教育長に支給する期末手当の額については、特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)第二条第三項及び第三条第四項並びに教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十四年十月鳥取県条例第四十二号)第二条第四項の規定によりその例によることとされる改正後の条例第十六条の四第二項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の五十」とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の三を附則第二条の四とし、附則第二条の二を附則第二条の三とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

(脳死した者の身体に対する療養補償)

第二条の二 この条例の規定に基づく療養(療養の費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。)の給付に継続して、臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四百号)第六条第二項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成九年十月十六日から適用する。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十九号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和四十三年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「県営住宅条例第二条第四号」を「公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。)第一条第三号」に改める。

第四条第三項中「入居者で、収入が十九万八千円を超え三十三万九千円以下の者が、」を「入居者が」に改める。

第五条第二号を次のように改める。

二 その者の収入が令第六条第三項第三号に規定する金額を超え、令第九条第一項に規定する金額以下であること。

第五条の次に次の一条を加える。

(家賃の決定)

第五条の二 家賃は、毎年度、第八条において準用する県営住宅条例第九条の五第二項の規定により認定された収入の額（第八条において準用する県営住宅条例第九条の五第三項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第四項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第二条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者の収入が令第六条第三項第三号に規定する金額以下のときは、入居者の収入が当該金額を超える場合の令第二条第二項の表の下欄に定める最小の額を同条第一項の家賃算定基礎額として算出するものとする。

2 入居者の収入が令第九条第一項に規定する金額を超えるとき及び入居者からの収入の申告がない場合において、第六条の二第一項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、前項の規定にかかわらず、家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

3 令第二条第一項第四号に規定する事業主体の定める数値は、規則で定める。

4 第一項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第三条に規定する方法により算出した額とする。

第六条第一項中「県営住宅条例」を「第八条において準用する県営住宅条例」に改め、「別表に定める額の」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(収入状況の報告の請求等)

第六条の二 知事は、第五条の二第一項若しくは第二項の規定による家賃の決定又は第八条において準用する県営住宅条例第十二条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予若しくは敷金の徴収の猶予の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について当該入居者若しくはその雇主、取引先その他関係人に報告を求め、

又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 知事又は関係職員は、前項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

第八条中「第九条の二まで」の下に「、第九条の五」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

名 称	位 置	戸 数
城南特別団地	鳥取市田園町二丁目	三三二
寿特別団地	鳥取市西品治	四八
越殿特別団地	倉吉市広瀬町	一六
上福原第一特別団地	米子市上福原六丁目	三三二
上福原第二特別団地	米子市上福原六丁目	一九

附 則

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第五条の二第一項又は第二項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「行なう」を「行うとともに、これに附帯して温泉施設の設置及びその管理を行う」に改め、同条に次の二項を加える。

3 埋立事業に附帯する事業の用に供する温泉施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

施設の名称	位 置
みなと温泉館	境港市

4 知事は、温泉施設の施設設備の保全等の事務を財団法人鳥取県観光事業団に委託する。

第七条中「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の一項を加える。

2 温泉施設の利用については、別表第二に定めるところにより、料金を徴収する。ただし、回数券により料金を徴収する場合には、企業管理規程で定めるところによる。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第七条関係)

料金の区分		金	額
児童又は中学校の生徒	一人一回につき		二百五十円
高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき		五百円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。